

国立市立学校給食センター整備運営事業
事業契約書（案）に関する質問への回答

令和2年11月25日

国立市

国立市立学校給食センター整備運営事業

事業契約書(案)に関する質問への回答

令和2年11月25日

No	契約書	契約約款	別紙	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○		8	4		18				設計業務の完了	基本設計及び実施計画の作成完了後、市に成果物を納めますが、不一致や矛盾がなく、問題がないと判断された場合、都度、完了通知書等貴市が設計業務が完了した事を証明される文書をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	市の書面による通知は予定していません。
2		○		12	5	1	26	1			建設工事に伴う近隣対応・対策	本施設の整備自体についての近隣説明は、市にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		○		15	5	5	36				履行保証保険	「この契約の締結と同時に」とございますが、仮契約期間は付保対象期間に含めないという理解でよろしいでしょうか。念のために確認させていただきます。	お見込みのとおりです。
4		○		16	5	6	37	2			本施設の引渡し等	本施設は「事業者が原始取得」と記述されていますが、第40条に所有権保存登記は市が行うので、事業費に不動産取得税を組み入れる必要はないという認識でよろしいですか。	不動産取得税が発生しないよう、引渡しを行ってください。
5		○		28	7		59	3			自主事業	自主事業を行うにあたり、貴市が所有される本施設をはじめ、設備・機器、備品等をお借りすることも可能との理解でよろしいでしょうか。第61条では、一部使用も認められるとの解釈ができます。	要求水準書に記載の事項を遵守の上、使用することが可能です。
6		○		28	7		61	2			納付金	「事業者は、自主事業による売上又は利益の一部を納付金として市へ納付しなければならない」とございますが、別途行政財産使用料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7		○		28	7		61	2			納付金	「売上又は利益の一部を納付金として市へ納付しなければならない」とございますが、提案上と実際の運営上は異なることが当然想定されます。実際に納付する納付金は、提案上の売上又は利益に基づいた金額ではなく、現実の売上又は利益に基づいて算定されたものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		○		33	10		71	3	(1)		市による契約の終了	本条項におきまして、施設の引渡し前でも『事業者が、給食を継続して供給できない』と記載がありますと矛盾が生じると思われませんが、この部分を削除等できませんでしょうか。	原案どおりとします。「給食を継続して供給できない」は例示であり、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、5営業日以上継続したときは、引渡しの前後を問わず、解除事由に該当します。

No	契約書	契約約款	別紙	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
9		○		34	10		71	4	(1)	イ	市による契約終了	出来形部分については、設計図書や工事監理に係る費用等も含むと理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含みます。
10		○		34	10		71	4	(2)	ア	市による契約終了	「維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービスの対価の100分の10に相当する金額を違約金」とございますが、「消費税等相当額を含む」といった文言が落丁しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。
11		○		40	13		79				不可抗力	covid-19による政府等の自粛要請により、事業者の業務等に支障がでた場合については、内閣府の通達(府政経シ354号)に基づいて、貴市としても不可抗力として整理し、対応策をご協議頂けるということでよろしいでしょうか。念のため確認させていただきます。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
12			1	47					(19)		不可抗力	「通常の予見可能な範囲外のもの」に、新型コロナウイルスを含む感染症の流行等を含むと理解してよろしいでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
13			4	51				1			表2① 基準金利	「LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いる」とございますが、日本銀行等が単一の後継金利指標を公表しない可能性もあるため、協議事項として「LIBORの公表が停止されている場合は、代替指標による基準金利を、市は事業者と協議し決定する。その際に、事業者と事業者が利用する金融機関の間で採用した代替指標を参考とする。」などといった文言への変更可能でしょうか。	原案どおりとします。LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いることとしますが、確認のための協議の機会は設ける予定です。
14			4	51							サービスの対価の端数	サービスの対価の金額を各四半期ごとの支払額へ平準化するにあたり、仮に端数が発生した場合は、端数調整を行うタイミングは提案者の任意という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。